

## 知立市観光協会ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、知立市観光協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現に関し、必要な事項を定めるものとする。

(知立市ホームページバナー広告表現ガイドラインの準用)

第2条 禁止表現、協会ホームページ等との区別、その他広告表現に関し必要な事項は、知立市ホームページバナー広告表現ガイドラインの例による。

附 則

このガイドラインは、平成26年2月1日から施行する。